

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年9月26日(2013.9.26)

【公開番号】特開2013-27739(P2013-27739A)

【公開日】平成25年2月7日(2013.2.7)

【年通号数】公開・登録公報2013-007

【出願番号】特願2012-222891(P2012-222891)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】平成25年8月1日(2013.8.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

マイクロプロセッサを少なくとも備えた遊技台であって、
前記遊技台は、ぱちんこ機またはスロットマシンであり、
前記マイクロプロセッサは、CPUが少なくとも搭載されたものであり、
前記マイクロプロセッサは、ROMが少なくとも搭載されたものであり、
前記マイクロプロセッサは、乱数回路が少なくとも搭載されたものであり、
前記ROMは、ユーザプログラムが少なくとも記憶されたものであり、
前記ユーザプログラムは、第一の処理のプログラムを少なくとも含むプログラムであり

前記ユーザプログラムは、第二の処理のプログラムを少なくとも含むプログラムであり

前記乱数回路は、設定された値の範囲で、乱数値を発生可能なものであり、
前記第一の処理は、前記CPUがリセットされた場合に、先頭から開始される処理であり、

前記第二の処理は、割込みの発生に応じて、先頭から開始される処理であり、
前記第二の処理のプログラムは、前記乱数値を前記乱数回路のレジスタからロードする命令を少なくとも含むプログラムであり、

前記CPUがリセットされた場合に、前記割込みの発生が禁止された状態にされるよう構成されており、

前記値の範囲は、前記割込みの発生が禁止された状態において設定されるものであり、
前記マイクロプロセッサは、RAMが少なくとも搭載されたものであり、
前記割込みの発生が許可されるよりも前に、前記RAMのクリアを実行するかどうかの判定が少なくとも行われるように構成されている、

ことを特徴とする遊技台。

【請求項2】

請求項1に記載の遊技台であって、
前記第一の処理のプログラムは、前記値の範囲を設定するプログラムを少なくとも含むプログラムであり、
前記第一の処理のプログラムは、前記値の範囲を設定した後で、前記割込みの発生を許

可する命令が実行されるように構成されたプログラムである、
ことを特徴とする遊技台。

【請求項 3】

請求項 1 または請求項 2 に記載の遊技台であって、
前記乱数値は、前記第二の処理において、ロード条件の成立があった場合に、少なくとも前記 C P U のレジスタにロードされるように構成されたものであり、
前記乱数値は、前記第二の処理において、前記ロード条件の成立がなかった場合に、少なくとも前記 C P U のレジスタにロードされないように構成されたものである、
ことを特徴とする遊技台。

【請求項 4】

請求項 1 乃至 3 のいずれか一項に記載の遊技台であって、
前記値の範囲の下限値は、0 であり、
前記値の範囲の設定は、該値の範囲の下限値を変更するものではなく、該値の範囲の上限値を変更するものである、
ことを特徴とする遊技台。

【請求項 5】

請求項 1 乃至 請求項 4 のいずれか一項に記載の遊技台であって、
前記 C P U は、リセット条件の成立があった場合に、少なくともリセットされるものであり、
前記リセット条件は、複数の条件のうちの少なくとも一つの条件の成立があった場合に成立するものである、
ことを特徴とする遊技台。

【請求項 6】

請求項 5 に記載の遊技台であって、
前記マイクロプロセッサは、ウォッチドッグタイマ（以下、「W D T」という。）が少なくとも搭載されたものであり、
前記複数の条件のうちの少なくとも一つの条件は、第一の条件であり、
前記第一の条件の成立要件は、前記 W D T がタイムアウトしたことを少なくとも含む要件である、
ことを特徴とする遊技台。

【請求項 7】

請求項 5 または請求項 6 に記載の遊技台であって、
前記マイクロプロセッサは、指定エリア外走行禁止回路（以下、「I A T 回路」という。）が少なくとも搭載されたものであり、
前記 I A T 回路は、指定エリア外に記憶されているプログラムが実行された場合に、指定エリア外走行禁止信号（以下、「I A T 信号」という。）を少なくとも出力可能な回路であり、
前記複数の条件のうちの少なくとも一つの条件は、第二の条件であり、
前記第二の条件の成立要件は、前記 I A T 回路からの前記 I A T 信号の出力があったことを少なくとも含む要件である、
ことを特徴とする遊技台。

【請求項 8】

請求項 5 乃至 請求項 7 のいずれか一項に記載の遊技台であって、
前記マイクロプロセッサは、リセット入力端子が少なくとも設けられたものであり、
前記複数の条件のうちの少なくとも一つの条件は、第三の条件であり、
前記第三の条件の成立要件は、前記リセット入力端子にリセット信号の入力があったことを少なくとも含む要件である、
ことを特徴とする遊技台。

【請求項 9】

請求項 1 乃至 請求項 8 のいずれか一項に記載の遊技台であって、

前記マイクロプロセッサは、割込み制御手段が少なくとも搭載されたものであり、
前記割込み制御手段は、第一の割込み要求の通知があった場合に、前記割込み（以下、「第一の割込み」という。）を発生可能なものであり、
前記第一の割込み要求は、設定された周期ごとに前記割込み制御手段に通知されるものである。

ことを特徴とする遊技台。

【請求項 10】

請求項 9 に記載の遊技台であって、
前記割込み制御手段は、第二の割込み要求の通知があった場合に、第二の割込みを発生可能なものであり、

前記第二の割込みは、前記第一の割込みとは異なる割込みであり、
前記第二の割込み要求が通知される要因は、前記第一の割込み要求が通知される要因とは異なるものであり、

前記ユーザプログラムは、第三の処理のプログラムを少なくとも含むプログラムであり、
前記第三の処理は、前記第二の割込みの発生に応じて、先頭から開始される処理である

ことを特徴とする遊技台。

【請求項 11】

請求項 1 乃至 請求項 10 のいずれか一項に記載の遊技台であって、
前記マイクロプロセッサは、セキュリティチェックを少なくとも実行可能なものであり、

前記セキュリティチェックは、前記ユーザプログラムに異常がないかをチェックする機能を少なくとも有するものであり、

前記マイクロプロセッサは、前記セキュリティチェックのランダム延長を行うことが可能なものであり、

前記マイクロプロセッサは、前記セキュリティチェックのランダム延長によって、前記セキュリティチェックの時間をランダムに変化させることができるものであり、

前記マイクロプロセッサは、前記セキュリティチェックにおいて異常なしであった場合に、前記第一の処理を先頭から少なくとも開始可能なものである、

ことを特徴とする遊技台。

【請求項 12】

請求項 11 に記載の遊技台であって、
前記マイクロプロセッサは、システムリセットを発生させる機能を有するものであり、
前記マイクロプロセッサは、ユーザリセットを発生させる機能を有するものであり、
前記マイクロプロセッサは、前記システムリセットの後に、前記セキュリティチェックを少なくとも実行可能なものである、

ことを特徴とする遊技台。

【請求項 13】

請求項 1 乃至 請求項 12 のいずれか一項に記載の遊技台であって、
前記RAMのクリアとは、該RAMの一部の領域をクリアすることであり、
前記一部の領域には、前記乱数値の格納領域が含まれる、

ことを特徴とする遊技台。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は、マイクロプロセッサを少なくとも備えた遊技台であって、前記遊技台は、ぱ

ちんこ機またはスロットマシンであり、前記マイクロプロセッサは、C P Uが少なくとも搭載されたものであり、前記マイクロプロセッサは、R O Mが少なくとも搭載されたものであり、前記マイクロプロセッサは、乱数回路が少なくとも搭載されたものであり、前記R O Mは、ユーザプログラムが少なくとも記憶されたものであり、前記ユーザプログラムは、第一の処理のプログラムを少なくとも含むプログラムであり、前記ユーザプログラムは、第二の処理のプログラムを少なくとも含むプログラムであり、前記乱数回路は、設定された値の範囲で、乱数値を発生可能なものであり、前記第一の処理は、前記C P Uがリセットされた場合に、先頭から開始される処理であり、前記第二の処理は、割込みの発生に応じて、先頭から開始される処理であり、前記第二の処理のプログラムは、前記乱数値を前記乱数回路のレジスタからロードする命令を少なくとも含むプログラムであり、前記C P Uがリセットされた場合に、前記割込みの発生が禁止された状態にされるように構成されており、前記値の範囲は、前記割込みの発生が禁止された状態において設定されるものであり、前記マイクロプロセッサは、R A Mが少なくとも搭載されたものであり、前記割込みの発生が許可されるよりも前に、前記R A Mのクリアを実行するかどうかの判定が少なくとも行われるように構成されている、ことを特徴とする遊技台である。